

愛国学園短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校法人愛国学園の建学の精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を具備する人材を育成することにより、社会の発展と家庭の繁栄に寄与することを目的とする。

2 前項の建学の精神は、「社会人としては、豊かな知識と技術をもって経済的に独立し、家庭人としては、美しい情操と強い奉仕心をもって一家の幸福の源泉となる、健全な精神と身体をそなえた女性の育成を目的とする。」ことにある。

(学科及び専攻課程)

第2条 前条の目的を達成するため、本学に家政科を置き、これに生活デザイン及び食物栄養の各専攻課程を置く。

2 生活デザイン専攻においては、生活科学一般に重きを置いて、日常生活の経営に必要な衣食住及び健康維持等に関する基本的かつ実際的な教育研究を行う。

3 食物栄養専攻においては、生活科学のうち食生活に重きを置いて、健康の維持・増進に役立つ食生活指導に関する教育研究を行う。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は2年とし、在学期間は4年を超えることができない。ただし、次条に定める長期履修制度の適用を承認された学生は、この限りでない。

(長期履修制度)

第4条 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有しているなどの事由により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、4年間を限度としてその計画的な履修を認めることができる。ただし、この場合においても、在学期間は5年を超えることができない。

2 長期履修制度に関して必要な事項は別に定める。

(学生定員)

第5条 本学の学科及び専攻別の学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
家政科	100名	200名
生活デザイン専攻	50名	100名
食物栄養専攻	50名	100名

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(授業期間)

第7条 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学 期)

第8条 学年を2学期に分け、各学期は次のとおりとする。

前学期	4月1日から	9月30日まで
後学期	10月1日から翌年3月31日まで	

(休業日)

第9条 本学の休業日は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|--------------------------------------|------------------|--------|
| (1) 日曜日 | | |
| (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 | | |
| (3) 本学園創立記念行事日 | 11月 3日 | |
| (4) 春期休業日 | 3月10日から | 4月9日まで |
| (5) 夏期休業日 | 7月20日から | 9月8日まで |
| (6) 冬期休業日 | 12月22日から翌年1月7日まで | |

(休業日の変更)

第10条 学長は、特に必要があると認めるときは、前条の休業日のほか臨時に休業日を定め、又は前条の休業日を取消し、若しくは変更することができる。

第2章 教育課程

(授業科目)

第11条 本学の授業科目は、共通科目、家政科コア科目 専攻科目、支援科目（以下これらの区分を「科目群」という。）に区分し、それぞれの科目群に該当する授業科目、必修選択別及びその単位数は別表1のとおりとする。

- 2 本学が有益と認める場合は、本学に入学する前に、他大学等において履修し単位を修得した授業科目で、別表に定める授業科目に相当するものについて、本学において履修したものと見なし、30単位を超えない範囲で単位として認定することができる。
- 3 本学が有益と認める場合は、本学在籍中に、他大学等において履修し単位を修得した授業科目で、別表に定める授業科目に相当するもの及び別表に定める授業科目には相当しないが各科目群の授業科目として相応しいと認めるものについて、本学において履修したものと見なし、10単位を超えない範囲で単位として認定することができる。ただし、この場合において、前項に定める単位の認定を受けている者は、この単位を合わせて30単位を超えることができない。

第3章 履修方法及び単位計算基準

(履修方法)

第12条 学生は2年以上在学し、第11条に定める授業科目及び単位数について、次の各号の定めるところによって、62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 生活デザイン専攻 共通科目12単位以上、家政科コア科目16単位以上、専攻科目34単位以上、合計62単位以上

- (1) 食物栄養専攻 共通科目12単位以上、家政科コア科目10単位以上、専攻科目40単位以上、合計62単位以上
ただし、栄養士の資格を取得しようとする者は、専攻科目中の栄養士資格規定科目53単位を修得しなければならない。

(資格の取得)

第13条 本学において取得することができる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	資格及び免許の種類
家政科 食物栄養専攻	栄養士免許証

2 栄養士免許証の取得に関する事項は別に定める。

(単位の計算基準)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に定める基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 1の授業について講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

第4章 学修の評価、卒業の認定及び学位の授与

(単位の授与)

第15条 第11条に定める授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ単位を与える。

2 前項の試験は、学期末に筆記、口述又は論文等の方法によって行う。

(学修の評価)

第16条 学修の評価は秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(D)の5段階とする。

2 学修の評価が秀(S)、優(A)、良(B)又は可(C)であるときは合格とし、当該授業科目について所定の単位を与える。

(卒業)

第17条 第12条に定める期間在学し、かつ同条に定める授業科目について、所定の単位以上を修得した者に対して、教授会の意見を徴したうえで、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第17条の2 前条の定めるところにより卒業した者に短期大学士（家政）の学位を授与し、学位記を交付する。

- 2 前項の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、愛国学園短期大学と付記するものとする。
- 3 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を徵したうえで、当該学位を取消すことができる。
- 4 学長は、前項の規定に基づき該当学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第5章 入学、退学、休学、復学、除籍及び転学

(入学の時期)

第18条 本学の入学時期は、毎学年始めとする。

(入学資格)

第19条 本学の第1年次に入学を許可する者は、次の各号の1に該当する者で、入学試験に合格した者に限る。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選考)

第20条 入学志願者には高等学校卒業程度の選考試験を行う。

(入学の出願)

第21条 入学志願者は、次の各号に定める書類に、入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長調査書及び卒業見込み証明書又は卒業証明書及び成績証明書
- (3) 受験票及び手札型写真

(入学手続及び入学許可)

第22条 合格の通知を受けた者は、正副2名の保証人を定め、誓約書を指定期日までに提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学願書に高等学校の卒業見込証明書を添えて受験した者は、入学を許可された後、指定期間内に卒業証明書を提出しなければならない。

4 前項に定める卒業証明書を提出しない学生は、第2項に定める入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第23条 前条に定める正保証人は保護者（保護者がいないときはこれに準じる近親者）、副保証人は公民権を有する者、若しくは本学で適當と認めた者とする。

2 保証人は、入学を許可された者の在学中、本人にかかる一切の事件について連帶して責任を負わなければならない。

(住所の届出)

第24条 入学を許可された者は、その住所を入学後1週間以内に届け出なければならぬ。

(届出事項)

第25条 学生及び保証人は、転籍、転居又は改印をしたときは、その旨遅滞なく届け出なければならない。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上授業に出席できないときは、詳細に事由を具し、病気の場合は医師の診断書を添えて、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学の期間及び復学)

第27条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認め学長が許可した場合は、休学の期間を延長することができる。

2 休学の期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第28条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第27条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 第32条第1号から第3号に定める納付金（以下、これらを「授業料等」という。）の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(転入学)

第29条 他の学校からの転学志願者に対しては、第5条に定める学生の定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することができる。

(退学)

第30条 学生が他の学校へ転学のため、又は疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとするときは、その理由を具して、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第31条 前条の規定による退学者で、再入学を志願する者があるときは、試験を行い若しくは選考のうえ原級以下に入学を許可することができる。

第6章 授業料、入学金、入学検定料その他の納付金

(納付金の金額)

第32条 授業料、入学金、入学検定料その他の納付金の金額は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 授業料	(前学期分) 3 4 0, 0 0 0円	(後学期分) 3 4 0, 0 0 0円
(2) 施設設備費	(前学期分) 1 8 0, 0 0 0円	(後学期分) 1 8 0, 0 0 0円
(3) 実験実習費		
	生活デザイン専攻 (前学期分) 5 0, 0 0 0円	(後学期分) 5 0, 0 0 0円
	食物栄養専攻 (前学期分) 9 0, 0 0 0円	(後学期分) 9 0, 0 0 0円
(4) 入学金		2 0 0, 0 0 0円
(5) 入学検定料		3 0, 0 0 0円

(授業料の納期)

第33条 授業料、施設設備費及び実験実習費は、いずれも、前学期分は毎年3月までの指定された期日までに、また、後学期分は毎年9月までの指定された期日までに、それぞれ納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条に定める長期履修制度の適用を承認された学生に係る授業料、施設設備費、実験実習費については、前条第1号から第3号にそれぞれ定める前学期分及び後学期分の額の合計額に2を乗じた額を履修期間内に納付するものとする。

(退学、停学及び休学の場合の授業料等)

第34条 退学し又は退学を命ぜられた者も、その学期に係る授業料等を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた学生は、停学中といえども、その学期に係る授業料等を納付しなければならない。

3 休学を許可された学生に対しては、事情により、次学期以降の授業料等を免除することができる。

(入学許可の取消)

第35条 入学を許可された者が、正当な理由がなくて、第32条第1号から3号に定める納付金を指定期日までに納付しないときは、入学の許可を取消すことができる。

(納付金の返還)

第36条 既に納付済みの授業料、入学金、入学検定料その他の納付金は、原則として返還しない。ただし、学年開始前に入学を辞退した場合は、入学金及び入学検定料を除く納付金を返還する。

(納付金の減免)

第37条 特に必要があると認めた学生については、学長は教授会の議を経て、納付金の全部若しくは一部を減免することができる。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第38条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び作業員を置く。

(学長等の職務)

第39条 学長は校務を掌り、所属教職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力又は実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 講師は教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 6 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 助手は教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 8 事務職員は学内の事務処理に従事する。
- 9 作業員は学内の雑務に従事する。

第8章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長及び教授を持って構成員とし、必要があると認めるときは、准教授その他の教職員をこれに加えることができる。
- 3 学長は教授会を招集し、議長となる。ただし、学長に事故あるときは、副学長が教授会を招集し、議長となる。
- 4 本学則に定めるほか、教授会に関する必要な事項は別に定める。

(教授会の役割)

第41条 教授会は、学長又は命を受けた副学長が次の各号に定める事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学・卒業及び課程の修了に関する事項

- (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会に意見を聞くことが必要なものとして学長及び副学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び次条に定める委員会その他本学におく組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項その他の事項を審議し、学長等の求めに応じ又は教授会の決するところにより意見を述べることができる。

（委員会）

第42条 校務運営に係る諸課題を検討する組織として、教授会の下に委員会を設けることができる。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

第9章 図書館

（図書館）

第43条 本学に図書館を附設する。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第10章 科目等履修生

（科目等履修生）

第44条 本学の学生以外の者で、授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生の単位）

第45条 科目等履修生には、本学則第15条及び第16条の規定を準用して単位を与えることができる。

第11章 保健厚生施設

（保健室及び休養室）

第46条 本学の教職員及び学生の保健厚生のため、保健室及び休養室を設ける。

- 2 保健厚生に関する規程は、別に定める。

（学生寮）

第47条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第48条 学長は、教授会の意見を徴したうえで、次の各号の1に該当する学生を表彰することができる。

- (1) 成績が特に優秀な者
- (2) 品行方正であって他の学生の模範となる者

(罰 則)

第49条 学長は、本学の学則に違反し、又は学生の本分にもとる行為のあった者を、その輕重に従い懲戒する。

2 この学則に定めるほか、学生の懲戒に関する事項は別に定める。

(懲戒の種類)

第50条 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善を期待し難いと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 自己点検、自己評価及び認証評価

(自己点検、自己評価)

第51条 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため本学の教育研究活動等の状況について、自己点検及び自己評価を行うものとする。

2 点検及び評価を行うに当たっての実施体制等については、別に定める。

(認証評価)

第52条 本学は、前条の目的を達成するため、前条の措置に加え、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第14章 公開講座

(公開講座)

第53条 本学は、教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は昭和 37 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
本学則は昭和 40 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 45 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 46 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 49 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 51 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 52 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 54 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 57 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 58 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 59 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 60 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 61 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は昭和 62 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 2 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 3 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 4 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 5 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 6 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 7 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 8 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 11 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 13 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 14 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 17 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 17 年 10 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 17 年 11 月 4 日より一部改正施行する。
本学則は平成 18 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 19 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 20 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 21 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 21 年 12 月 1 日より一部改正施行する。
本学則は平成 22 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

附 則

- 1 本学則は、第32条及び別表2を除き、平成23年度入学者より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
- 2 第32条及び別表2については、平成24年度入学者より適用し、現に在学する学生及び平成23年度入学生には、従前の条文及び別表によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成24年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成24年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。ただし、学則第32条及び別表2については、平成25年度入学者より適用し、平成23年度及び24年度入学生には、なお従前の第32条及び別表2によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成25年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成25年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成26年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成26年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成27年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成27年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成28年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成28年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成29年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成29年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成29年12月1日より一部改正し、平成30年4月1日より施行する。
- 2 本学則は、平成30年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成30年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成30年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 本学則は、平成31年4月1日より一部改正施行する。
- 2 本学則は、平成31年度入学生より適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

1. 本学則は、令和2年4月1日より一部改正施行する。
2. 本学則は、令和2年度入学生より適用し、平成31年度以前の入学生には、なお従前の学則によるものとする。ただし、第32条及び別表2については、令和3年度入学生より適用し、令和2年度以前の入学生には、なお従前の第32条及び別表2によるものとする。